

第118号 建設業で働くみなさんを応援します

北建協新聞

○編集・発行／一般社団法人北陸建設業協会
○TEL 076(255)2124 FAX 076(231)6305

○〒920-0041 石川県金沢市長田本町ホ8番地
○<https://www.hokurikukenkyo.com/>

第118号の記事

- ①全中連トータルサポートプラン
- ②2019年建設業労働災害
死亡者過去最少・死傷者も減少
- ③持続化給付金申請
令和3年1月15日まで
- ④全中連の事業を活用しましょう

建設工事28業種対象の総合補償制度 全中連トータルサポートプラン

一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会（全中連）が全国の中小建設工事業者の経営安定を図ることを目的に推進している「全中連トータルサポートプラン（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、経営の安定をサポートする総合補償制度です。

建設業28業種に対応する補償プランは、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用、一人親方用）の3つの補償制度から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、様々なリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として全国の会員事業者に広く利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート

基本補償	工事中の事故（資材の落下で通行人がケガした、誤って壁に穴をあけてしまった等）のみならず、引き渡し後の事故（家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等）や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動補償されています。
保険金額	1事故あたりの支給限度額 「1億円」または「3億円」の2プラン（自己負担額3万円）
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」等がオプション補償できます。

工事補償サポート

火災・台風・作業ミス等（自然災害・人的災害）、偶然な事故により工事対象物等に生じた損害を幅広く補償します。

傷害補償サポート

役員・従業員・臨時雇用・下請負人等が業務中にケガ等を被った場合に、労災認定に関係なく補償保険金が支給されます。 ①事業者用プラン……同居の親族以外の従業員を雇用する事業主が加入対象 ※経営審査事項(W1)で15ポイント加点されます ②一人親方用プラン……本人のみ、または同居親族のみで操業する一人親方が加入対象
--

入って安心！ 事業リスクを解消する 全中連トータルサポートプランの特徴

- 特徴① 連合会のスケールメリットを生かした割安な保険料！
- 特徴② 建設工事28業種を広くカバー！
- 特徴③ 選べる3つのサポート！（第三者賠償補償・工事補償・傷害補償）
- 特徴④ 引渡し後のリスクもカバーします！
- 特徴⑤ リース・レンタル財物損害補償がオプション補償できます！
- 特徴⑥ 簡単な手続き／保険期間中（1年間）の工事を包括して補償！
- 特徴⑦ いつでも加入できる（毎月10日締切り）
- 特徴⑧ 経審(W1)で15ポイント加点！（傷害補償・事業者用プラン）
- 特徴⑨ 地元の保険代理店が対応します（いざという時心強い！）

■申込み・お問合せは

（一社）北陸建設業協会（TEL 076-255-2124/担当：渡辺）までご連絡ください。

建設
事業者の
皆さまへ

全中連トータル
サポートプラン



建設工事28業種が加入可能です！

選べる3つのサポート

第三者賠償
補償サポート

工事補償サポート

傷害補償サポート
(上乗せ労災)

保険期間：2020年8月1日（午後4時）～2021年8月1日（午後4時）
申込・払込締切日：2020年7月10日（金） 中途加入：毎月受付

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会

2019年建設業労働災害 死亡過去最少269人・死傷も3年ぶり減少

厚生労働省は、建設業における2019年（1～12月）の労働災害による死亡者数は2年連続して減少し、休業4日以上之死傷者数も3年ぶりに減少に転じたことを2019年労働災害発生状況（確定値）で公表しました。

死亡者数は前年比12.9%減（40人減）の269人と過去最少になりました。これまで2016年の294人が死亡者数の最小で、さらに25人下回りました。死傷者数は1.2%減（191人減）の1万5183人でした。建設業の死傷者数は5年続けて1万5000人台となったことから、2013年と2014年の1万7000人台と比べて中長期的には減少しているとしています。全産業の死亡者数は7.0%減の845人で、5年連続して1000人を下回り、1948年に死亡者数統計を取り始めて以来、2年続けて過去最少となりました。

建設業の労働災害は、2014年下期以降減少傾向が続いており、2017年と2018年は足踏み状態でしたが2019年の確定値より再び減少局面になったとみています。

労災を事故別にみると、重点課題として取り組んでいる「墜落・転落」の死亡者数は26人減（19.1%減）の110人と減少したものの、死傷者数は17人増（0.3%増）の5171人とほぼ横ばいでした。死亡者数は4年ぶりに減少しましたが、死傷者数は4年ぶりに増加しました。継続的に墜落・転落災害防止対策に取り組み、長期的には減少傾向が続いているものの、死亡災害の40.9%、死傷災害の34.1%を占めており、事故別で最も災害発生件数が多いことは変わっていないとしています。

厚生労働省労働基準局安全衛生部では、「墜落・転落」による労災を防ぐため、「手すりなどの墜落・転落防止措置を改めて徹底するとともに労働安全衛生規則を順守し、労災をさらに減らしてほしい」と呼び掛けており、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用を徹底していくとしています。また、死亡者数において「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」は減少したものの、「崩壊・倒壊」は前年と比べて11人、「激突され」も8人それぞれ増加していることから対策が必要としています。

死亡者数における業種別は、土木が90人、建築が125人、その他が54人。都道府県別では北海道と大阪府が各20人と最も多く、次いで愛知県が16人、東京都が13人。埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、愛媛県がそれぞれ10人台と9都道府県が2桁となっています。死傷者数を年齢別にみると、「45～49歳」が1714人と最も多く、「60～64歳」は1522人、「40～44歳」が1483人、「50～54歳」が1443人、「55～59歳」が1432人、「65～69歳」が1424人と続き、「19歳以下」は386人でした。「60歳以上」で見ると3961人となり、全体の26.0%を占めています。

全産業の死亡者数845人に占める建設業の割合は31.8%と最も多く、死傷者数では全産業12万5611人のうち建設業は12.1%でした。労働者派遣が認められている「建設工事の施工管理業務」における派遣労働者の死傷者数は、前年比20人減の83人で、2年ぶりに100人を下回りましたが、死亡者数は1人増の6人となりました。また、全産業における外国人労働者の死傷者数は3928人で、そのうち14.8%の583人が建設業でした。

厚生労働省の第13次労働災害防止計画（2018～2022年度）では建設業を引き続き重点業種に位置付け、「死亡者数を2017年と比較して22年までに15%以上減少」させるとの目標を設定しています。

建設業における労働災害発生状況（事故の型別）

		15年	16年	17年	18年	19年
死 亡 災 害		327	294	323	309	269
事 故 の 型 別	墜落・転落	128	134	135	136	110
	崩壊・倒壊	29	27	28	23	34
	交 通 事 故（道路）	28	39	50	31	27
	激 突 さ れ	29	22	23	18	26
	飛来・落下	25	15	19	24	18
	はさまれ・巻き込まれ	34	19	28	30	16
死 傷 災 害		15,584	15,058	15,129	15,374	15,183
事 故 の 型 別	墜落・転落	5,377	5,184	5,163	5,154	5,171
	はさまれ・巻き込まれ	1,731	1,585	1,663	1,731	1,693
	転 倒	1,546	1,512	1,573	1,616	1,589
	飛来・落下	1,545	1,457	1,478	1,432	1,431
	切れ・こすれ	1,409	1,422	1,312	1,267	1,240
	激 突 さ れ	842	734	734	832	842
	高湿・低湿物との接触	210	208	210	340	238

出典：国土交通省平成31年/令和元年労働災害発生状況の分析等
死亡災害報告、労働者死傷病報告（単位・人）

建設国保に加入しましょう

建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、内装、板金、電気など建設工事業に従事している方が集まり設立した公的医療保険制度の一翼を担う公法人の国民健康保険組合です。
○建設国保の保険料は業態と年齢によって決まります。所得と連動していません。
○加入後、法人を設立しても年金事務所の承認を受ければ組合員資格を継続できます。
○建設国保の健康づくり事業

仕事仲間をご紹介ください
組織拡大運動実施中！

— 予防接種の補助 —

- ★インフルエンザ
- ★肺炎球菌感染症（65歳・70歳）
1人2,500円を限度に実費補助（年度中1回）



— 健診料の補助 —

- ★特定健診 40歳以上無料（基本項目）
- ★健康診断 39歳以下の方
1人7,000円を限度に補助
- ★オプション検査 支部主催の集団健診に限り補助額を増額（年度中1回）



— 保養施設利用補助 —

- 1人5,000円を限度に補助
（年度中1回
・小学生以上が対象）

全国に約240件の
契約施設があります。



○その他の給付等

- ★組合員が入院したときの傷病手当金（1日4,500円）※入院4日目から起算して最高90日間分支給 ※加入して3ヶ月後から支給対象
- ★組合員が出産で仕事を休んだときの出産手当金（1日4,500円）※産前30日/産後60日まで最高90日間分支給 ※加入して3ヶ月後から支給対象
- ★出産記念品贈呈（5,000円相当）

“持続化給付金”の申請はお済みですか

申請期限は令和3年1月15日まで

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により営業自粛等、その事業活動に大きな影響を受けている中小の法人や個人事業者に対して事業の「持続・継続」をサポートするための給付金で、一定の条件をクリアすれば給付が受けられます。給付額は、中小の法人で上限200万円、個人事業者は上限100万円、申請期限は来年の1月15日までとなっていますので、今後下記の給付条件が発生した場合は早期の申請をお勧めします。

《対象者について》

2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業の継続意思がある中小の法人並びに個人事業者において、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があることが給付の条件となっています。

また、2020年に創業した法人並びに個人事業者にも新規創業特例があり、2020年1月から3月の間に事業収入を得ており、かつ今後も事業を継続する意思があり、2020年4月以降、法人設立月又は開業月から3月の月平均の事業収入に比べ事業収入が50%以上減少した月があることが条件となっています。

《申請方法について》

申請方法は「持続化給付金」ホームページにアクセスして行う電子申請（オンライン申請）が基本ですが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方向けに「申請サポート会場」が開設されています。

この「申請サポート会場」では電子申請の入力を補助員がサポートしてくれるもので、その利用方法は事前に訪問予約（電話予約：0120-835-130、又はWeb予約：持続化給付金ホームページより）を行い、持続化給付金ホームページより「申請補助シート」を出力して必要事項を記入しておきます。訪問当日にこの「申請補助シート」と必要書類を持参して電子申請を行います。申請サポート会場の利用は完全予約制となっていますので、利用される場合はご注意ください。

持続化給付金よくある質問（経済産業省ホームページより）

●算出方法における売上とは？

確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を引いた利益ではありません。

●確定申告書（控え）に収受印がない場合は（中小法人等）？

税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類（書式自由）を提出します。

●確定申告書（控え）に収受印がない場合は（個人事業者等）？

代わりとして納税証明書を提出します。

●前年同月比の売上減少が50%に満たない場合は？

売上が50%減少未満にとどまる事業者についても、2020年1月～12月のいずれかの月において、前年同月と比較して売上が50%以上減少していれば対象となります。

●支給された給付金の使い方に制限はあるの？

用途は限定されていません。

●持続化給付金は課税の対象になるの？

持続化給付金は税務上益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるものですが、損金（個人事業者の場合は、必要経費）の方が多ければ課税所得は生じず、結果、課税対象とはなりません。

申 請 の 概 略

持続化給付金ホームページ<<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>>よりお進みください



全中連の事業を活用しましょう

中小建設工事業者の経営支援を図ることを主な目的として発足した一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会（全中連）では、「公的支援制度の活用」や「給付金の無料相談」、「建設キャリアアップシステム代理登録申請支援」などの経営サポート事業を展開していますので、ご活用ください。

◆公的支援制度（補助金・助成金）活用事業

こんな時だからこそ資金を確保しましょう！

株式会社ライトアップと業務提携して、J エンジン（J マッチ）を活用した経営支援を実施しています。中小建設事業者が利用できる補助金・助成金を活用することにより、経営（売上低迷・資金不足・人手不足・業務IT化等）に課題を抱える事業者を包括的に支援します。

全中連ホームページの“助成金無料診断のご依頼フォーム”では、約3,000種の公的支援制度（補助金・助成金）の無料診断が可能で、「申請すれば受給できる制度」と「受給可能な金額」が分かります。無料相談ではコンサルタントが直接回答します。制度の利用申請をするまで費用は発生しませんので、お気軽にご利用ください。

◆公的支援制度（補助金・助成金）活用事業の特徴

- ①何種類もの補助金・助成金が申請できます
- ②最新の公的支援制度が利用できます
- ③公的支援制度は毎年活用できます
- ④助成金は返済不要です
- ⑤資金を得ながら経営課題が解消できます

◆“助成金無料診断のご依頼フォーム”を利用すると

- ①利用できる公的支援制度（補助金・助成金）の種類（件数）と受給可能な金額がわかります
- ②相談費用は無料です

◆持続化給付金・無料相談窓口

もう申請されましたか?まだの方はご相談を!

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い創設された持続化給付金は、一定の条件をクリアしていれば受給できる現金給付制度です。公的資金は事業目的によって使い道が決められていますが、この持続化給付金はそれぞれの事業所の事業全般に広く使うことができます。

売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に、中小の法人は200万円、個人事業者は100万円をそれぞれ上限に給付され、その申請期間は令和3年1月15日まで、申請方法は電子申請となっています。

全中連では、申請方法等制度全般について無料相談を開設していますので、お気軽にご相談ください。

◆建設キャリアアップ代理申請手数料・無料化

今後の事業に必須!登録はもうお済みですか?

国土交通省では、建設キャリアアップシステムを業界共通の制度インフラとして、2023年度までに国内全ての技能者（約330万人）の登録を目指しています。また、官民施策パッケージや建設業退職金共済制度との連携等、多様な方法で今後普及が大きく図られることになっています。

技能者の処遇改善、建設業界の担い手確保と育成を図ることを事業目的とする全中連では、事業者並びに技能者の建設キャリアアップシステムへの代理登録申請を推進・強化しています。

さらに、会員サポート事業の一環として、手数料無料で代理登録申請を実施しています（令和2年12月受付まで）。ご負担は法定費用のみです。煩雑で面倒な登録申請手続きの全てを全中連が無料で行いますので、この機会に是非ご活用ください（提携する行政書士が手続きを支援します）。

ご相談・お問合せについては、全中連事務局（電話03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
また、全中連ホームページ<<https://zenchuren-group.jp/>>でもご確認できます。

建設業許可票 会員特別価格で販売中

一般販売価格

19,800円（税込み）

会員特別価格

17,600円（税込み）

屋内掲示用と屋外掲示用の金看板と銀看板をそろえています。

<例>屋内掲示用（金看板・銀看板とも）

- ・材質：ステンレス製 ・サイズ：H370ミリ×W520ミリ×D20ミリ
- ・字体：丸ゴシック体 ・特徴：5年毎の更新に対応する印刷シート仕上げ

詳しくは (株)健康出版（076-214-7082）までお問合せください。

建設業の許可票			
商号又は名称	株式会社 石川工業		
代表者の氏名	代表取締役 金沢 太郎		
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
一般建設業	建築工事業	石川県知事 許可(般-22)第12345号	平成25年10月1日
		許可()第 号	平成 年 月 日
		許可()第 号	平成 年 月 日
この店舗で営業している建設業	建築工事業		